

従来の補正予算相当分の適切な財源確保と地方財政措置の水準維持を求める意見書

これまで政府は、防災・減災や国土強靱化の推進、食料安全保障の強化等、緊急性の高い事業に必要となる財源について、補正予算を柔軟に活用し、地方公共団体が機動的に対応できるよう措置してきたが、令和8年7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却するとの基本的考え方が示されたところである。

しかしながら、本県では、国庫補助金のほか、充当率及び地方交付税措置率が有利な地方債を積極的に活用し財源を確保していることから、こうした新たな政府方針の下で、これまでどおり当初予算と補正予算とを合わせた規模と同等の予算が確保されるのか、また、従来の補正予算相当分が当初予算に組み込まれ補正予算債が活用できない場合に安定的・継続的な事業実施に支障が生じるのではないかと、との懸念が生じている。

また、特に本県をはじめとする豪雪地帯においては、降雪期前までに工事を完了させる必要があるなど、施工時期に制約があることから、新たな政府方針の下で十分な事業期間が確保できるのか危機感を持っている。

政府においては、補正予算に依存した財政運営からの脱却にあたり、公共事業の円滑な実施に支障が生じないように、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 補正予算で措置されてきた緊急性の高い事業等の着実な推進に向け、物価・資材価格の高騰や賃金水準の上昇への対応も含め必要な予算総額を安定的に確保することに加え、地方公共団体が十分な事業期間を確保できるよう配慮すること。
- 2 当初予算に組み込まれる従来の補正予算相当分について、地方公共団体の実質的な負担が増加することのないよう、適切に地方財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月8日

衆議院議長	森英介	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	高市早苗	殿
総務大臣	藤井比早之	殿
財務大臣	片山さつき	殿
農林水産大臣	築和生	殿
国土交通大臣	井林辰憲	殿

内閣府特命担当大臣（防災） 細 野 豪 志 殿
内 閣 官 房 長 官 木 原 稔 殿

山形県議会議長 田 澤 伸 一